

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：上門岡地区棚田地域振興協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称）

上門岡棚田

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

#### (1) 棚田等の保全

##### ア 耕作放棄地の発生防止・維持

- ① 耕作放棄の発生防止に向け、中山間地域等直接支払制度の集落協定に基づく活動に取り組む。

【中山間地域等直接支払制度実施面積】

R7 年度：23.9ha⇒R11 年度 23.9ha（100%維持）

- ② 「農業生産性の向上を図る取組」として、共同活動の際に活用する機械を導入（草刈り用バックホータッチメント1台）し、農作業の省力化を図る。

【草刈り用バックホータッチメントによる共同除草実施面積】

R7 年度：0ha ⇒ R11 年度：5ha

##### イ 担い手の確保・育成

棚田の保全に取り組む人数を増やす。

【棚田の保全に取り組む人数】

R7 年度：25 人 ⇒ R11 年度：30 人

#### (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

##### ア 農産物の供給

棚田地域での農産物（米・大豆等）の生産面積を維持する。

【生産面積】 R7 年度：23.9ha⇒R11 年度 23.9ha（100%維持）

##### イ 良好な景観の形成

定期的な草刈りを実施することにより良好な景観を形成する。

【年間の草刈回数】

R7 年度：2 回 ⇒ R11 年度：3 回

##### ウ 棚田地域の用排水路の維持・補修

用水路の維持・補修等を適切に行い、洪水被害の防止や土砂災害を未然に防ぐことで、農作物の安定生産や棚田の多面にわたる機能の発揮に取り組む。

#### (3) 棚田を核とした棚田地域の振興

##### ア 都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

- ① 民間企業との棚田パートナーシップ協定の締結

北上市内の企業と棚田パートナーシップ協定を締結し、棚田地域と民間企業の連携を深める。

【棚田と関わりをもつ民間事業者数】

R7 年度：0 ⇒ R11 年度：1

② 異業種間交流の促進による集落機能の強化（外部人材の確保）

棚田パートナーシップ協定を締結した民間企業と合同で、「棚田夏まつり」（ふれあいパーティー）等のイベントを開催し、民間企業の社員にイベントの準備から参加してもらうなど、外部人材の確保により集落機能を強化する。

【外部人材の確保人数】

R7 年度：0 人 ⇒ R11 年度：延べ 5 人

イ 棚田米等を活用した 6 次産業化の推進

北上市内で開催されるマルシェ等へ出店し、棚田米加工品を販売する。

【出店回数】

R7 年度：0 回 ⇒ R11 年度：3 回

ウ 高齢者を対象にした生活支援

① 地元農産物や棚田米加工品等を食事やおやつに活用し、ふれあいデイサービスへ提供する。

【実施回数】

R7 年度：0 回 ⇒ R11 年度：延べ 10 回

② 高齢者住宅を中心とした除雪支援

【実施回数】

R7 年度：0 回 ⇒ R11 年度：随時

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

ア 棚田等の保全

① 耕作放棄地の発生防止・維持

- ・ 中山間地域等直接支払交付金を活用し、上門岡第 1 集落協定が中心となり、農用地や農業用施設といった生産基盤の維持を図りながら、耕作放棄地の発生を防止する。
- ・ バックホアタッチメント式草刈り機等を導入し、協定内の草刈りを手動から機械化することで、共同活動による農地維持管理の作業性を向上させ労力の軽減を図る。

② 担い手の確保・育成

- ・ 上門岡第 1 集落協定参加者を中心としながら、集落協定参加者以外の人材も加えながら、棚田での農作物の生産・法面等の管理を行い、棚田の保全に取り組む人数を増やす。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農産物の供給

- ・ 現在、米・大豆等を約 23.9ha で作付しており、その面積を減少させないようにする。

② 良好な景観の形成

- ・ 上門岡第1集落協定参加者が中心となり、定期的な草刈りを実施することにより良好な景観を形成する。

③ 棚田地域の用排水路の維持・補修

- ・ 中山間地域等直接支払交付金等を活用して、棚田地域の用排水路などの生産基盤の維持・補修を行い、農作物の安定生産や棚田の多面にわたる機能の発揮につなげる。

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

① 都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大

- ・ 近年では民間企業による CSR 活動（社会貢献活動）が積極的に展開されていることから、棚田地域と異業種間の交流と絆を深めるため、北上市内の企業と棚田パートナーシップ協定を締結する。
- ・ 棚田パートナーシップ協定を締結した民間企業と合同で、毎年「棚田夏まつり」等のイベントを開催し、民間企業の社員にイベントの準備から参加してもらいなど、外部人材の確保により集落機能を強化する。

② 棚田米等を活用した6次産業化の推進

- ・ 棚田米を地域内外へ幅広く周知し、安定的な生産へつなげるため、棚田米加工品を北上市内で開催されるマルシェ等へ出店する。

③ 高齢者を対象にした生活支援

- ・ 地元農産物や棚田米加工品等を食事やおやつに活用し、ふれあいデイサービスへ提供する。
- ・ 高齢者住宅を中心とした除雪支援を行う。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会に参加する上門岡第1集落協定参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

上門岡地区棚田地域振興協議会は、上門岡第1集落協定参加者、北上市、岩手県、花巻農業協同組合、その他の指定棚田地域振興活動に参加するもので構成する。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項